職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第25号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下 線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

## 改正後 改正前

## (職員の区分)

第3条の6 退職した者は、その者の基礎在職期間の 第3条の6 退職した者は、その者の基礎在職期間の 初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の 属する月までの各月ごとに、その者の基礎在職期間 に含まれる時期の別により定める別表アからウまで の職員の給料表の欄に掲げるその者の適用を受けて いた給与条例、任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年鳥取県条例第67号)及び任期付研究員の 採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号) に規定する給料表並びにその属する職務の級に対応 する<u>別表アからウまで</u>の区分の欄に掲げる職員の区 分に属していたものとする。この場合において、そ の者が同一の月においてこれらの表の職員の給料表 の欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、 その者は、当該月において、これらの区分のそれぞ れに対応するこれらの表の区分の欄に掲げる職員の 区分に属していたものとする。

2 及び3 略

## (職員の区分)

初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の 属する月までの各月ごとに、<u>別表</u>の職員の給料表の 欄に掲げるその者の適用を受けていた給料表及びそ の属する職務の級に対応する同表の区分の欄に掲げ る職員の区分に属していたものとする。この場合に おいて、その者が同一の月において同表の職員の給 料表の欄に掲げる2以上の区分に該当していたとき は、その者は、当該月において、これらの区分のそ れぞれに対応する同表の区分の欄に掲げる職員の区 分に属していたものとする。

2 及び3 略

第2条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条の6関係)

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

							職員の	給料表					
		行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	海事職	任期付	任期付	任期付
		給料表	職員の	研究員	研究員								
				(1)	(2)		(1)	(2)	(3)		採用等	の採用	の採用
$\boxtimes$	調整										に関す	等に関	等に関
分	月額										る条例	する条	する条
											第7条	例第6	例第6
											第1項	条第1	条第2
											の給料	項の給	項の給
											表	料表	料表

第1号	円 50,000	11級				100のあでつ理当区1職めのす分で者か管手給がの占も属場	加1のあでつ理当区1職め算0020る、、職支分種をるが分で者か管手給がの占も				6号給	5 号給	
第 2 号	45,850	10級	10級	100分 の20で ある が属す る場合	加算が 100分 の20で あ属す	<mark>る</mark> 5 (加1のあ(号にるをくがるにる。 役算0 20る第の掲 。属場限。)級職が分で者1項げ者除)す合限)	加1のあ(号にるをくが算000る第の掲 。属が分で者1項げ者除)す				5 号給		
第3号	41,700	9級	9級	分種4職め(号にるをくがるが又種をる第の掲 。属場3はの占者2項げ者除)す合	職め(号にる	5(加1のあでつ理当区3職めのす殺算の15る、、職支分種をるがる級職が分で者か管手給がの占も属場	4 (号及2項げ以者す合級1項第の掲者の属場限		7級		4 号給	4号給	
第 4 号	33,350	8級	8級	4 (号及3項げ以者す級第のび号にる外がる場のの場者の属場	4 級 (第2	の15で あ 第 3 日 に 掲 る ば る ば る ば る れ る れ る れ る れ る れ る る れ る る る る	3 級	7級又は6級	6級	5級	3 号給	3 号給	

						に 限 る。)							
第 5 号	25,000	7級	7級	4種又 は の ら 者 が る る 属	職支分4はの占者す手給が種5職めがる3区特又種をる属場	4 級	2 (職支分種をる属場にる終理当区6職めがる合限)	る者が 属する 場 合	5 級	4(が定者す合る級事にる属場限)	2号給 又は1 号給	2 号給	
第6号	20,850		6級	3(号にる外がるにる、級2(年年(4で者す合る級第の掲者の属場で。特又級経数以大卒あがるに。級5項げ以者す合限)2は級験30上学)る属場限)	3(号にる外がるにる、級2(年年(4で者す合る第の掲者の属場 。特又 経数以大卒あがるに。級5項げ以者す合 )2は級験30上学)る属場限)	3級	にる外がるにるが以者す合限)	る外がるにる という はいます ( ) という はいまま ( ) といまま ( ) という はいまま ( ) といまま ( ) という はいまま ( ) といまま ( ) という はいまま ( ) といまま ( ) といままま ( ) といまま ( ) といまま ( ) といまままま ( ) といまままままま ( ) といままままままままままままままままままままままままままままままままままま	4級	4(号にる外がるにる 第の掲者の属場 に。 いまり います (の)		1号給	
第7号	16,700	5級又は4級	5級又級	年年30満学卒あが数以年(4)る属	年年30満学卒あ 30年(4) 30年(4	2(が定者す合る級事にる属場限)	定める 者が属	(知事 が別に 定める	3(加1のあがるにる又級事にる属場にる級役算05る属場で。は(が定者する、い職が分で者す合限)2知別めがる合限)	3級			3 給号は給
第8号	0	3級、 2級又 は1級	3級、 2級又 は1級	及75年 75年 75年 75年 75年 75年 75年 75年 75年 75年	号及7項げ以者のび号にる外が関第の掲者の属	に掲げる 外が属する 場合	る者以 が属す る場 に 限	に掲げる 外属する は 限	3(号にる外がるに級第の掲者の属場限に以者す合限	2級又は1級			

			合に限		又は1	、2級		
		る。)	る。)	級	級	(第7		
		又は1	又は1			号の項		
		級	級			に掲げ		
						る者以		
						外の者		
						が属す		
						が属す る場合		
						に限		
						る。)		
						又は1		
						級		

備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 役職加算 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)別表第1の加算割合をいう。
- 2 管理職手当支給区分 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の規定による管理職手当に係る区分をいう。
- 3 経験年数 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第2条第4号に規定する経験年数をいう。

イ 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

1	1 /2/2.10 1	.,,,.	<u> </u>	73,20	3 / JOI E	までの				O 140 52	07 [- 7] [0		٠,٠,٠
		/	( ) <del>                                    </del>	+4 17+1	+/L 17±h	-TT T4-1	職員の			\— <del>— 114</del> 1	/ <del></del>	/~ HD / I	/~ HD / I
				教育職								任期付	仕期付
		給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	職員の	研究員	研究員
				(1)	(2)		(1)	(2)	(3)		採用等	の採用	の採用
-	÷□ ≠6			(')	( 2 )		( 1 )	( 2 )	(3)				
X	調整											等に関	等に関
分	月額										る条例	する条	する条
											第7条	伽筆 6	例第6
											第1項		条第 2
											の給料	項の給	項の給
											表	料表	料表
第	円	9級				5 級	4 級				6号給	5 号給	1100
		3 MX										うった	
1	50,000					(役職	(役職						
号						加算が	加算が						
-						100分							
			1										1
						の20で							
						ある者	ある者						
							で、か						
						つ、管	つ、管						
						理職手	理職手						
						当支給	当支給						
						区分が							
						1種の	1種の						
						職を占	職を占						
						めるも							
						のが属							
						する場	する場						
						合に限							
L.						る。)	る。)						
第	45,850	8級	9級	4 級	4 級	5 級	4 級				5 号給		
2				(役職	(役職	(役職	( 役職						
号					加算が	加算が							
75													
				100分		100分							
				の20で	の20で	の20で	の20で						
				ある者	ある者	ある者							
			1										1
			1	が属す	が属す	(第1	(第1						1
			1	る場合	る場合	号の項	号の項						1
				に限	に限	に掲げ							
			1	る。)	る。)	る者	る者						1
						を除	を除						
			1			<. )	<. )						1
							い。ノが屋さ						
						が属す	が属す						
			1	1		る場合	る場合				1		1
						に限	に限						
			1	1							1		1
-		_ ,_	_ ,_			る。)	る。)		_ ,_				
第	41,700	7 級	8級	4 級	4 級	5 級	4 級		7級		4 号給	4 号給	

第6号	第 5 号	第4号	3 号
20,850	25,000	33,350	
4級		6級	
5級	6級	7級	
3(号にる外がるにる、級2(年年(4で級第の掲者の属場限。特又級経数以大卒あ級5項げ以者す合限)2は級験30上学)る	4はの占者す合る 種5職めがるに。 又種をる属場限)	及3項げ以者すび号にる外がる場の属者	職支分種4職め(号にるをくがるにる手給が又種をる第の掲。属場限。当区3はの占者2項げ者除)す合限)
3(号にる外がるにる、級2(年年(4級第の掲者の属場 。特又 経数以大卒級5項げ以者す合限)2は級験30上学)	職支分4はの占者す合る手給が種5職めがるに。当区特又種をる属場限)	げる者 以外の	職支分種4職め(号にるをくがるにる手給が又種をる第の掲・・属場限・当区3はの占者2項げ者除)す合限)
3級	4級	100かの15の15の15の15の15の15の15の15の15の15の15の15の15の	のあでつ理当区3職めのす合る15る、、職支分種をるがるに。で者か管手給がの占も属場限)
2(号にる外がるにる級5項げ以者す合限)	を 占者す 。 めがる 合限)	3級	号及2項げ以者す合るのび号にる外がるに。項第の掲者の属場限)
に掲げ る者以 外の者	支分種をる属場にる給がの占者す。	7級級又は6級	
4級	5級	6級	
4(号にる外がるにる級5項げ以者す合限)	4(が定者す合る 級事にる属場限)	5級	
	2 号給 <b>号給</b>	3号給	
1 号給	2 号給	3号給	

					する場 合に限 る。)							
第7号	16,700		4級	2(年年30満学卒あがるにる級経数以年(4)る属場で。	2(年年30満学卒あがるにる経数以年(4)る属場 限。級験12上未大4で者す合限)	定者す合る。	者 が 高 は ほ は に )	(が定者す合る知別めがるに。	にる又級事にる属場にる限)2知別めがる合限)	3級		3 給号は 号 2 又号 給
第8号	0	2級又は1級		及7項げ以者す合るび号にる外がるに。第の掲者の属場限)	及び第 7号の	2(号にる外がるにる又級級7項げ以者す合限)1	に掲げ る者以	る者以 外の者	3 級 (第7 号の項	2級又は1級		

備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 役職加算 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則別表第1の加算割合をいう。
- 2 管理職手当支給区分 管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分をいう。
- 3 経験年数 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第2条第4号に規定する経験年数をい

ウ 平成23年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

<u>''</u>	平成23年	- 4 月 1	口以1反0.	/埜啶仕り	は 期间に	<u>-のころ</u>	<b>極貝の区</b>		ハしいむ	ξ			
			•	•		•	職員の	給料表		•	•	•	
		行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	海事職	任期付	任期付	任期付
		給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	給料表		給料表	給料表	職員の	研究員	研究員
				(1)	(2)		(1)	(2)	(3)		採用等	の採用	の採用
X	調整										に関す		等に関
分	月額										る条例		する条
											第7条	例第6	例第6
											第1項		条第2
											の給料	項の給	項の給
											表	料表	料表
第	円	9級					4 級				6 号給	5 号給	
1	50,000						(役職						
号							加算が						
							100分						
							の20で						

							あでつ理当区1職めのす合るる、、職支分種をるがるに。者か管手給がの占も属場限)						
第2号	45,850	8級	9級	100分 の20で ある が属す る場合	4 (加100あがるにる 殺職が分で者す合限)	<ul><li>5 (が定者す合る 細別めがるに。</li><li>級事にる属場限)</li></ul>	加算が 100分 の20で ある者				5 号給		
第3号	41,700	7級	8級	分種4職め(号にるをくがるが又種をる第の掲 。属場3はの占者2項げ者除)す合	職支分種4職め(号にる手給が又種をる第の掲当区3はの占者2項げ者	に掲げる 外が属する 場合	4 (号及2項げ級1項第の掲者	7級	7級		4 号給	4 号給	
第 4 号	33,350	6級	7級	4 (号及3項げ以者す級第のび号にる外がる場のの場者の属場	4(号及3項げ以級2項第の掲者の	4級	3 級	6級	6級	5 級	3 号給	3 号給	
第 5 号	25,000	5級	6級	3 管手 を を を を を を を を を を を を を り を り を り を	3 管手 を 発 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	する場	職手当 支給 6 種の職	者が属	5級	4 (が定者す合 級事にる属場限		2 号給	

				占める 者が属 する場 合に限	占める 者が属 する場 合に限	る。)	る者が 属する 場合に 限 る。)	る。)		る。)		
第6号	20,850	4級	5級	にる外がるにる、級2(年年(4で者す掲者の属場限。特又級経数以大卒あがるげ以者す合限)2は級験30上学)る属場	るにる、級2(年年(4で場限。特又級経数以大卒あ合限)2は級験30上学)る	に掲げ る者以		に掲げ る者以	4級	4(号にる外がるにる級5項げ以者す合限)	1 号給	
第7号	16,700	3級	4級	2(年年30満学卒あがる級経数以年(4)る属場級験12上未大4で者す合	2(年年30満学卒あ級験12上未大4で者	2級	1(が定者す合る級事にる属場限)	4級又は3級	3(加1のあがるにる又級事にる属場にる級役算05る属場限。は(が定者する、級職が分で者す合限)2知別めがる合限)	3級		3 給号は給号2 又号
第8号	0	2級又は1級		号及7項げ以者すのび号にる外がる外がる場合の	及び第 7号の 項に る者 以外の	1級	1(号にる外がるにる級7項げ以者す合限)	2級又は1級	3 級	2級又は1級		

_	_	_			_	_	_	
				る。)				ì
				又は1				1
				級				1

備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 1 役職加算 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則別表第1の加算割合をいう。

- 2 管理職手当支給区分 管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分をいう。 3 経験年数 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第2条第4号に規定する経験年数をい

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。